

～ 国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業 ～
省力化・生産性向上農業機械等物価高騰対策支援事業 概要

1. 事業目的 物価高騰により圧迫されている農業経営体の農業経営を支援することを目的として、農作業の省力化、農業生産性の向上に資する機械等の導入を支援する。

2. 事業概要

(1) 補助対象者

認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、広域連携組織等で引き続き5年以上の農業経営を行うことが見込まれる者。

(2) 補助の内容

補助の対象となる事業は、以下の①～③のすべてに該当する機械等。

① 令和8年12月25日までに機械等の購入、設置、支払いの全てが完了できることが確実であること。

② 農業生産活動、農地維持等に寄与する機械のうち、省力化・生産性の向上が図れる機械等。

ただし「省力化・生産性の向上が図れる」指標等については、以下のいずれかをもって判断するものとする。

(A) 導入対象機械等の性能・規格・仕様などが分かる資料（カタログ等）の数値などから、導入前と比較して向上が図れることが認められること。

(B) (A) による比較が難しい場合において、導入前後のその比較状況などから向上が図れると認められること。

(C) (A) 及び (B) によっても判断が難しい場合、様式第1号別紙中「3 労働生産性の目標」にて算出された削減率により、設けた基準の数値となること。

③ 対象機械等は新品であること。

(3) 補助金額

補助対象事業に要した2分の1以内の額（1,000円未満切り捨て）。

※ただし、補助上限額を50万円とし、消費税に相当する額は除く。

※補助上限額は、同一の事業者に対しての上限額とする（複数申請可）。